平成２９年（フ）第３７号
愛媛県今治市小泉５丁目11番33号　タクボ小泉ハイツ102号、前住所愛媛県今治市小泉１丁目９番27号、前々住所愛媛県今治市小泉５丁目12番13号　グリーンアビタシオン101号
債務者　河田　由紀（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第８０号
福岡県田川郡香春町大字中津原1552番地１、前住所福岡県田川市大字位登949番地８
債務者　藤井　敏雄
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第８５号
佐賀県唐津市町田１丁目８番５号　前田ビル307号
債務者　日髙　麻衣
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３０６号
大分県別府市若草町５番22号　協和第２ビル402号
債務者　綾部あゆみ
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１２号
宮崎市清武町加納甲3004番地130
債務者　米元　美雪
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4686番地３
債務者　戸井　友惠
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第９５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉827番地１
債務者　早川　正照
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
宮城県石巻市鹿妻南３丁目５番29号、前住所宮城県石巻市大瓜字鷲ノ巣45番地１　仮設大瓜団地８－３号
債務者　三浦　貴彦
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
大分県竹田市荻町恵良原757番地１
債務者　堀マリリンこと　ＨＯＲＩ　ＭＡＲＩＬＹＮ　ＣＵＭＢＥ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第６４２号
千葉県流山市流山４丁目522番地の１　ヒルズ流山503
債務者　多田　遼太
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４３号
千葉県流山市流山４丁目522番地の１　ヒルズ流山503
債務者　多田　千香
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９６号
千葉県松戸市西馬橋４丁目12番地　αＮＥＸＴ馬橋第２－103号
債務者　王　　巧貞
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２２号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目３番９号（202号）第１天王台Ｃ棟
債務者　安藤　雄太
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４０号
千葉県流山市前ケ崎640番地の１　出し山コーポ202
債務者　安﨑　尭之
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４６号
広島県三次市甲奴町有田661番地１
債務者　伊達　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１１７号
茨城県日立市石名坂町１丁目12番22号
債務者　遠藤　聖子（旧姓清川）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所日立支部